

延総農第523号
令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 三浦 久知

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)
地域名 (地域内農業集落名)	曾木・久保山 (曾木集落、北久保山集落、南久保山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日(北久保山) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本集落は、北方町の中央部にあり、曾木田原地区では法人経営体による普通期水稻、曾木荒谷地区では個人経営体による茶の生産が盛んである。
- ・農業者の高齢化も進んでおり、次世代を担う若い農業者が少ない。
- ・曾木集落の多くでワイヤーメッシュ柵を設置しているが一部で被害がある。
- ・曾木(田原、荒谷)地区では既に農地中間管理機構を活用した農地の集約が進んでいるが、その周辺地を今後どのように集約していくかが課題である。
- ・【地域の基礎的データ】
農業者:135人(曾木74人、うち法人経営体1人 久保山61人) 主な作物:水稻、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・普通期水稻、茶を中心とした営農を維持していく、さらに農地の集積を進める。また農作業の効率化を図るため、スマート農業を推進する。
- ・集落の活性化のため、集落内外から農地を利用する者を確保し地域と担い手が一体となって農地を維持していく体制を作っていく。
- ・ほ場整備事業の実施により農業生産の合理化と営農条件の向上等、近代化農業に対応しうる基盤づくりを目指し、担い手への農地の集積・集約化を進めることで経営規模の拡大及び経営体質改善を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基本的に農振農用地区域内及びその農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地等との間にある農地は農業上の利用以外に保全・管理も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域内の農業者を担う者を中心に農地中間管理機構を活用して、話し合いの結果をもとに集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手の経営意向を踏まえ、農地利用最適化推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・地域の持続的な営農活動を図るため、基盤整備事業に取り組み、農地の区画整理や用排水路・農地の整備を行い、農地の集積・集約化を促進する。(北久保山地域)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・経営規模の小さな農家であっても、農業を継続する意思のある農家については、関係機関等一体となって営農支援を行う。
- ・地元農業者の技術支援協力の下、新規就農者の受け入れを積極的に支援する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・高齢化により無人ヘリ防除の必要性はさらに高くなっているため、今後も積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①曾木では水田を中心にワイヤーメッシュ柵を設置しているが、一部被害が発生している。今後新たな設置が必要となる場合は、関係機関と協議する。
- ③中山間地域に適応したスマート農業の推進(農地維持型)を図る。
- ⑦新たな遊休農地の発生を防ぎ、農地の多面的機能が発揮されるよう適切に管理する。またやむを得ず遊休農地となった農地については除草を行うなど適切な管理を行っていく。
- ⑧製茶工場等の農業用施設も老朽化しているので、設備更新については必要に応じ検討していく。
- ⑨地元産粗飼料の安定供給を維持するため、耕種農家と畜産農家との連携を図っていく。
- ⑩曾木荒谷地区の茶については、さらなる高品質の茶産地づくりを目指す。